

## これまでに提起された課題への対応について（案）

### 1 基本指針（国）及び事業計画（都道府県）の充実

#### （１）鳥獣保護事業計画の充実

○鳥獣の生息状況や関連する社会経済等の鳥獣を巡る様々な現状と課題を整理するとともに、鳥獣保護事業計画の構成や内容等の見直しを行い、鳥獣の生息状況や生態に応じたきめ細かな保護管理を推進する。

- ・鳥獣を巡る様々な現状と課題を整理し、計画策定の基本的な方向を明らかにした上で、鳥獣保護事業計画を策定する。
- ・鳥獣をその希少性や由来等により区分し、種又は地域個体群レベルでの具体的な保護管理の対応も含めて、その取扱いの基本的な考え方を明らかにする。
- ・鳥嶋部等地形や気候等の自然環境の特殊性から、鳥獣の生息の状況が都道府県内のその他の地域と比較して著しく異なる特定の地域については、必要に応じてそれらの地域の保護管理の在り方を区分して示す。

○鳥獣保護管理に関わる国、地方公共団体、事業者、市民・民間団体等の関係主体の役割を明確化したうえで連携し、効果的に鳥獣保護事業を実施する。

- ・特に市町村については、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲される等、鳥獣保護管理上の役割が大きくなっているほか、都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画の実施に当たって適切な役割を果たすことが期待されている点を十分に踏まえる。
- ・鳥獣の地域個体群単位の生息状況を踏まえた鳥獣保護区の指定及び管理、鳥獣の生息地の保全、被害防止対策等を効果的に実施するため、地方自治体の鳥獣担当部局、農林水産等の関係部局、その他関係者の適切な連携や、地域個体群に関連する都道府県及び市町村等の連携強化を図る。

#### （２）全国的な取り組みの推進

○鳥獣を巡る全国的な現状と課題を整理したうえで、国全体としての鳥獣保護管理の方向と国の役割を具体的に示す。

- ・国全体としての鳥獣保護管理の方向と国の役割については、基本指針において具体的に示す。
- ・狩猟鳥獣については、科学的な知見の下に定期的な見直しを行うとともに、鳥獣法の規定により適用除外とされている鳥獣についても、生息状況等に関する情報収集を進め、適切な保護管理が図られるようにする。

#### （３）国際的取組の推進

○国境を越えた生物多様性保全のため、特に関連の深い地域との連携が必要である。

- ・渡り鳥等国境を越えて移動する鳥獣の保護を図っていくためには、鳥獣保護区制度により国内における鳥獣の保護及びその生息地の保全を進めるとともに、国際的な生態系ネットワークの形成が必要である。このため、ラムサール条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略等を通じた国際的な連携協力体制のもと、渡り鳥の追跡調査等の調査研究、野生鳥獣の保護に関する情報交換や技術協力を進める。

## 2 特定鳥獣保護管理計画制度の充実

### (1) 関係主体による連携

#### ① 関係主体の役割の明確化と連携

○特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の実施における国、都道府県、市町村等の関係行政機関や地域住民等の関係主体の役割を明確化するとともに緊密な連携を図る。

・地域個体群の広がりなどによっても異なるが、例えば関係行政機関による次のような役割分担が考えられる。

国：特定鳥獣ごとの目標設定の方法、モニタリング手法等の調査研究  
特定計画策定マニュアルの作成・改定  
都道府県担当職員等への研修等  
都道府県：地域個体群の保護管理（個体数調整、生息環境整備、被害対策等）  
市町村：被害防除対策、被害防止のための捕獲等

#### ② 広域的及び地域的な連携

○特定計画の対象となる地域個体群については、広域的（関連都道府県レベル）又は地域的（関連市町村レベル）に連携することにより、健全な地域個体群の維持や農林水産業被害の防止などの効果的な保護管理を図る。

・地域個体群としての絶滅のおそれや捕獲圧の高い地域から個体が拡散することによる被害の継続等を招くことを避けるため、鳥獣保護管理への取組に地域間で格差が生じないようにする。  
・例えば、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境整備、効果的な個体数調整のための捕獲期間や捕獲場所等の連絡調整、共通の情報をもとに取組を進めるための広域的なモニタリング手法の統一などを、地域個体群の規模、行動範囲に応じて、隣接都道府県や関係市町村ごとに進める。

#### ③ 広域的な地域個体群の保護管理に関する指針

○広域的に保護管理すべき地域個体群につき、その範囲及び保護管理の方向性など保護管理に関する指針を提示することで、適切な鳥獣の保護管理を進める。

・例えば、広域的に移動するカワウは、生息域内の都府県により保護管理に関する取扱いや、被害状況が異なることから、環境省が関係行政機関や団体、NGO、専門家等と連携・協力して広域的な保護管理の指針を作成しており、今後、各関係都府県において同指針に基づく特定計画を策定する等により関係主体が保護管理のための取組を連携・協力して実施する。  
・また、ツキノワグマ、ニホンザル等については、特定計画策定マニュアルにおいて地域個体群の輪郭を例示しており、これを踏まえた広域的な保護管理の取組を進める。

## (2) 地域的な取組の充実

### ①市町村や集落レベル等での地域的な保護管理の合意形成

○被害防止対策を含めて鳥獣の保護管理を適切に進めるためにも、市町村や集落レベル等での地域的な合意形成を図り、地域における保護管理の目標を明確化する。また、こうした地域的な保護管理の目標を特定計画に取り込むようにする。

- ・鳥獣保護管理の取組に地域差があると、被害地の分散により被害が拡大・継続するなど、特定計画の効果が上がりにくい。このため、特定計画の策定または改定の段階から、生息や被害の状況、防除手法に関する情報などを共有し、関係主体間での共通認識の醸成と合意形成を行う。
- ・保護管理上必要な鳥獣の学習放獣を円滑に進められるよう、平素から地域での理解を得るための情報提供、普及啓発等を行う。

### ②被害に強い地域づくり

○鳥獣を誘引する生ゴミ、未収穫作物の除去、耕作放棄地や里山の適切な管理、安易な餌付けを行わない等、鳥獣被害を受けにくい地域づくりについての取組を進める。

- ・鳥獣関係、農林水産業関係の専門家の指導を受けながら、集落が一体となって対策を講じ、市町村や都道府県がこれを支援する体制づくりを行う。

○鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であり、農林水産部局等との連携により、被害防除対策を進めるとともに、鳥獣の生息環境の適切な管理を図る。

- ・個別地域の被害特性に応じて、農林水産担当部局のほか、農林水産業関係団体、猟友会支部などとも連携し、防護柵の設置、追い払い、問題となる特定個体の捕獲等を行う。

### ③人材の育成・活用

○地域における鳥獣の保護管理の取組に対して、専門的知見から助言を行う体制を整備する。

- ・関係行政機関の鳥獣担当職員、鳥獣保護員及び普及指導員等の相互の連携を進めるとともに、現場における効果的な指導・助言を図る。
- ・鳥獣保護管理に関連する専門的な知見を有する者を確保し、効果的な指導・助言を図る。

## (3) 科学的な保護管理の推進

### ①適切な技術開発・調査

○より効果的な生態調査やモニタリングの手法開発、鳥獣の生態解明、生息状況等、保護管理に関する技術開発を進める。

- ・各都道府県が策定した特定計画の実施状況のレビューを行い、対象種ごとの特定計画策定マニュアルの見直しを行う。
- ・鳥獣保護管理に必要な鳥獣の生態解明、モニタリング技術等の開発を進める。

## ②モニタリング等による特定計画の見直し

○初期段階での生息数等の過小評価や、特定計画の実施段階での様々な状況の変化に対応するため、目標を含めた計画内容の修正等、適切なフィードバックを図る。

- ・モニタリング手法については、他の特定計画の実施状況も参考としつつ、より実態に即したもののとする。
- ・捕獲データや被害防除効果に関する情報の迅速な収集・提供を都道府県の枠を越えて行う。

## (4) 適切な捕獲の推進

### ①捕獲従事者の確保

○狩猟は鳥獣の保護管理に貢献しており、科学的な保護管理の考え方のもとで今後とも役割を果たしていくことを期待する。

- ・狩猟者の確保を図るとともに保護管理に関する知識の普及等に努める。

○市町村の範囲を越えた、広域的な捕獲従事者の確保を図る。

- ・猟友会支部との連携を行うとともに、捕獲に際しては関係市町村による地域住民への事前説明を十分行う。

○鳥獣被害対策について、農業従事者等自らによる適切な捕獲が可能となるような制度の整備を図る。

- ・網及びわなについて、それぞれの技術・知識に応じた免許区分の見直しを検討する。

### ②適切な捕獲の推進

○モニタリング結果等を踏まえ、特定計画に基づく個体数調整の地域、捕獲数、捕獲個体（加害個体の特定等）の検討を行う。

- ・地域ごと、年次ごとの特定計画を実施するためのきめ細かな計画を作成し、特定計画の目標達成を図る。
- ・捕獲数等についてきめ細かな実施が図られるように、一定の区域について入猟者数を調整できる制度について検討する。
- ・鳥獣保護区及び休猟区の適切な配置や地区内での生息状況を踏まえ、適切な個体数調整等を行う。

## (5) 学習放獣の適切な推進

○適切な捕獲技術による錯誤捕獲の防止と、錯誤捕獲個体の学習放獣を円滑に進められるように努める。

- ・わなの適切な架設と見回りの励行を架設者に指導するとともに、錯誤捕獲の際の対応について、行政と地域住民との日常的な意思疎通を図る。

### 3 鳥獣保護事業の強化

#### (1) 生物多様性保全のための鳥獣保護区の機能の充実

○鳥獣保護区における鳥獣の生息環境の保全整備、環境教育等への活用、保護すべき生息環境に対応した規制等、鳥獣保護区の機能の充実を図る。

- ・指定後の環境の変化などにより悪化した生息環境を回復するため、必要に応じて、生息環境の保全事業等を実施する。
- ・鳥獣保護区は、水鳥をはじめ鳥獣とのふれあいに適しており、環境教育への活用を図る。
- ・鳥獣保護区ごとの保護に関する指針の充実を図り、保護対象の鳥獣の特性に応じた管理計画の策定に努める。
- ・鳥獣による生態系や農林水産業への被害の発生等を踏まえ、適切な管理を進める。
- ・鳥獣保護区特別保護地区の指定地の自然環境の類型が森林等から草地や水面など多様化していることに応じ、適切な行為が行われるよう管理手法を検討するとともに、特別保護指定区域においては、一律の規制から、指定目的を効果的に達成する選択的な規制の下での管理を行うことを検討する。

○特に、国指定鳥獣保護区においては、鳥獣保護管理に関するモデル的取組みを進める。

- ・特に、ラムサール条約登録地など、国際的・全国的観点から重要な鳥獣の生息地においては、生息環境の保全や環境教育への活用等の取組を進める。

#### (2) 鳥獣保護員の機能強化

○これまでの中心的な活動内容であった狩猟取締りに加えて、鳥獣の保護管理に関する普及啓発や、地域のアドバイザーとしての専門的な指導も含めた活動の充実を図る。

- ・科学的・計画的な鳥獣保護管理に必要な専門的知識を持つ人材を確保するとともに、研修等による資質の向上に努める。
- ・近年の市町村合併の進行による市町村数が減少している状況も踏まえ、地域の実情に応じて、鳥獣保護員に求められている活動内容や専門性に応じた柔軟な配置を行う。

#### (3) 鳥獣の流通

○鳥獣の輸入による国内産鳥獣の保護への影響について適切に対応する。

- ・国内で違法に捕獲した鳥を輸入鳥と偽って飼養していると指摘されている事例があることから、輸入鳥と国内産の鳥との識別マニュアルの作成等を今後とも継続するとともに、登録制度等の個体識別措置の導入を検討する。

○鳥獣の不適切な流通につながる、目的を偽った捕獲を防止する取り組みを進める。

- ・捕獲個体の処置が適正なものとなるよう、許可申請に関する審査を的確に行うとともに、飼養登録制度を適切に運用する。

#### (4) 野生鳥獣個体の取扱の適正化

○愛がん飼養の対象となる鳥類の取り扱い、傷病鳥獣保護等の野生鳥獣個体の取扱の適正化を図る。

- ・愛がん飼養目的の捕獲が、今後とも、国内産鳥獣の保護に好ましくない影響を与えることがないよう適切な取扱を進める。
- ・傷病鳥獣の取扱については、保護飼養のためのボランティア制度等を推進するとともに、野生

- ・ 復帰のための考え方など傷病鳥獣の取扱いについて、普及啓発を進める。
- ・ 傷病鳥獣から得られる情報を科学的な保護管理に活用する。

### ○生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるような野生鳥獣への安易な餌付が行われないように取り組む。

- ・ 鳥獣が人の与える食物に依存するおそれや、農作物への食害を誘引する場合等があることから、普及啓発活動の推進を図る。

## (5) 野生鳥獣と感染症

### ○高病原性鳥インフルエンザ等の野生鳥獣との関わりのある感染症について、野生鳥獣に関する専門的な知見からの適切な情報提供等を行う。

- ・ 鳥類の移動経路の解明や野生鳥獣における感染症のモニタリング等、適切な情報収集により、国民および地域住民に対して人獣共通感染症に対する適切な理解を促す。
- ・ 公衆衛生や家畜衛生等を担当する部局に対する情報提供を行うことにより、今後の発生予防や発生時の適切な対応に資する。

## (6) 鳥獣保護事業に必要な財源の確保

### ○鳥獣保護管理に資する生息環境の整備や被害防除などの事業との連携を図るとともに、鳥獣の保護管理を適切に推進するための予算確保の重要性について国民的な理解を得ていくことが必要である。

- ・ 狩猟税については、地方税法の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に効果的に使用する。
- ・ 近年、一部の都道府県では、法定外目的税として環境保全目的の新たな税金を導入し、様々な事業に活用している事例があることから、鳥獣保護管理にも資するよう、関係部局との連携を深める。
- ・ 鳥獣の保護管理は、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に密接に関連し、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保や地域社会の健全な発展に資するものである点について国民の理解を醸成し、関連する分野が幅広く連携して事業を進める。

## 4 狩猟の適正化

### (1) 狩猟・捕獲従事者の確保と育成

#### ○科学的・計画的な鳥獣保護管理に資するように、狩猟者の専門的知見を高めるとともに、必要な捕獲従事者の確保を図る。

- ・ 捕獲従事者確保のための地域連携を図る。
- ・ 狩猟免許更新時講習や狩猟免許試験の内容において、保護管理に関連する知識・技術について充実させるとともに、狩猟免許取得の促進につながる方策を検討する。

### (2) わなの取扱いの適正化

#### ○わな使用による安全の確保及び錯誤捕獲等の課題への適切な対応を図る。

- ・ 人への安全確保の観点から、特定の地域におけるわな等の使用の規制を検討する。
- ・ わな架設者の明示の義務づけについて検討するとともに、違法に設置されたわなの撤去について、司法警察員制度の活用を検討する。
- ・ 特にくくりわな、とらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人や財産への危険性があることから、構造基準の設定及び適切な架設方法の推進を図る。特に、とらばさみについては、登録狩猟における使用の禁止も含めて検討する。
- ・ 錯誤捕獲等の防止に向け、わなの架設技術の向上等の課題に対応するためには、網やわな猟についての専門性を高め、適切な猟具の取扱いを進める。